

平成22年度都の貸金業対策の主な実績について

改正貸金業法が平成22年6月18日に完全施行され、資金需要者をめぐる環境や貸金業者に対する行政の指導・監督の内容が大きく変わりました。

東京都では、総量規制や登録要件の厳格化といった新たな状況を踏まえ、貸金業者の業務の適正化に取り組むとともに、都民からの苦情相談に適切に対応しています。

(詳細については別紙)

登録業

22年度末の都知事登録業者は・・・733者(社)

法改正による登録要件の厳格化に伴い、登録業者数は前年比約3割減少し、平成14年のピーク時の約10分の1となりました。

行政処分

悪質な業者に対する行政処分は・・・44件

登録取消処分のうち約半数は、法改正による登録要件の厳格化に伴い、その要件を満たしていない業者に対して行った行政処分です。また、高金利、名義貸し、不正登録など、法令に違反した業者に対して行政処分を行いました。

苦情・相

寄せられた苦情・相談は・・・6,078件

無登録業者に関する相談が前年と変わらず約半数を占めています。また、法改正の内容に係る法令解釈や登録事務などの相談が多く寄せられました。

なお、ヤミ金融の取締りについては、警視庁など関係機関と連携して対応しています。

貸します詐欺

被害相談件数は・・・47件

被害相談件数は、ピーク時の約20分の1、前年比約4割と大幅に減少しました。都では、「金融機関等詐称被害に関する連携会議」の活動として、「貸します詐欺ホットライン」での相談に継続して取り組んでいます。

ヤミ金融にご注意ください。

【この発表に関する問い合わせ先】
産業労働局 金融部 貸金業対策課 井野・前垣・園田

1 登録業者の状況

- (1) 都知事登録業者数は、ピーク時の平成14年度の6,983者(社)から年々減少し、22年度は、その約10分の1の733者(社)になりました。
- (2) 登録業者数の主な減少要因は、純資産が5千万円以上の財産的基礎要件や貸金業務取扱主任者の設置義務など、登録要件の厳格化に伴う廃業によるものです。
- (3) 都知事登録業者数は、全国の登録業者総数の28%、都道府県知事登録業者数の

登録業者数の推移(各年度末実数)

	14年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
東京都	6,983	2,770	2,112	1,471	1,037	733
都道府県	25,352	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240
財務局	929	664	580	473	409	349
全国計	26,281	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589

2 行政処分の状況

行政処分件数の推移

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
登録取消	204	202	143(6)	87(7)	37(20)
登録取消(違反情状が特に重い)	179	165	116	75	36(20)
登録取消(欠格条項該当)	25	37	21	5	1
登録取消(6ヶ月以内の不開始等)			6(6)	7(7)	0
所在不明登録取消	85	77	80	5	0
業務停止命令	0	2	1	10	7(4)
行政処分総件数	289	281	224(6)	102(7)	44(24)

()は、法改正による登録要件の厳格化などに伴う行政処分

3 苦情・相談の状況

苦情・相談件数の推移

年 度	18	19	20	21	22
苦情・相談件数	10,131	7,243	10,461	7,238	6,078

(1) 苦情・相談の主な内容

- ・登録照会に関するもの 3,565件
(うち、無登録業者に関する相談 2,958件)
- ・法令解釈や登録事務に関するもの 320件
- ・債務整理 224件
- ・高金利に関するもの 143件
- ・取り立て行為 106件

(2) 違法な行為に関する相談事例

〔高金利に関する相談〕

ダイレクトメールを見て業者に1ヶ月の期間で5万円の借入を申し込んだところ、4万5千円が振り込まれた。6万円返済することになっているが、違法ではないか。

(60代、女性)

借入れ	返済	利息	期間	月利
4万5千円	6万円	1万5千円	1ヶ月	33%



年利換算で約400%

* 出資法の改正により、上限金利は年利20%に引き下げられ、これを超える利息は出資法

〔取立て行為に関する相談〕

裁判で和解し毎月5千円ずつ返済している。約定日に入金しなかったところ、翌日になって、「支払いはどうなっているんだ」と昼過ぎから5回も督促電話がかかってきて、大声を上げたり、高圧的な態度で返済を催促された。怖いので止めさせてほしい。

(40代、男性)

* 貸金業法では、取立て行為の規制が定められており、「私生活若しくは業務の平穩を害す言動」があった場合には行政処分や罰則の対象となります。

4 「貸します詐欺」の被害の状況

被害件数・被害額の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
被害件数(件)	896	703	377	125	47	2,751
被害額(万円)	44,318	31,478	23,380	4,749	4,466	144,685

(注) 平成17年11月に設置した、「貸します詐欺被害ホットライン」に全国から寄せられた相談情報を集計。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

電話 03 - 5320 - 4775